

学校施設複合化の事例

I 施設新築の事例

◎ 埼玉県吉川市立美南^{みなみ}小学校（埼玉県吉川市美南4-17-3）

1 設置目的

人口が急増している新興住宅地における学校施設の整備にあたり、地域にまだ整備されていなかった公共施設と併せて複合化を実施。地域ニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用できる施設を整備している。

2 事業内容

以下の施設について、地域住民向けに貸出やサービス等を実施。

運営主体	施設名	施設概要
市直営 (教育委員会)	特別教室	・音楽室、図工室、多目的室、家庭科室について、平日は18:00～21:00、休日等は一般開放。
	美南地区公民館	・洋会議室や和室を整備。 ・洋会議室は、間仕切りを外しての利用も可能。 ・若い世代の住民が多いため、ダンススクール等で利用されている。
社会福祉協議会 (運営委託)	高齢者ふれあい広場	・高齢者の交流の広がりや、介護予防を目的とし、週1回、レクリエーションや給食等のデイサービスを行う。
NPO法人 (運営委託)	子育て支援センター	・親子で様々な体験ができたり、子育ての情報(地域、幼稚園、保育所等)を得られる施設。 ・転入者の多い地域であるため、友達作りや子育て相談等で利用されている。
市直営	学童保育室	・保護者の就労等のため、放課後における保育が必要な小学校の児童を、保護者に代わり保育を行う。

3 施設利用料

特別教室を含め、複合化している施設は、「子育て支援センター」を除き、利用料を徴収している。

4 利用登録

特別教室を含め、複合化している施設は、「子育て支援センター」を除き、利用登録が必要。

5 施設予約

電話で空き状況の確認を行い予約。

6 セキュリティ等

- ・地域住民が利用する各施設や学校開放に使用する特別教室は全て一階に配置し、普通教室や職員室等、主な教室は二階以上に配置することで、地域利用施設と学校施設を分け、管理責任の所在を明確化している。
- ・一階の中庭は学校と地域住民が自然に交流できるスペースとしている。

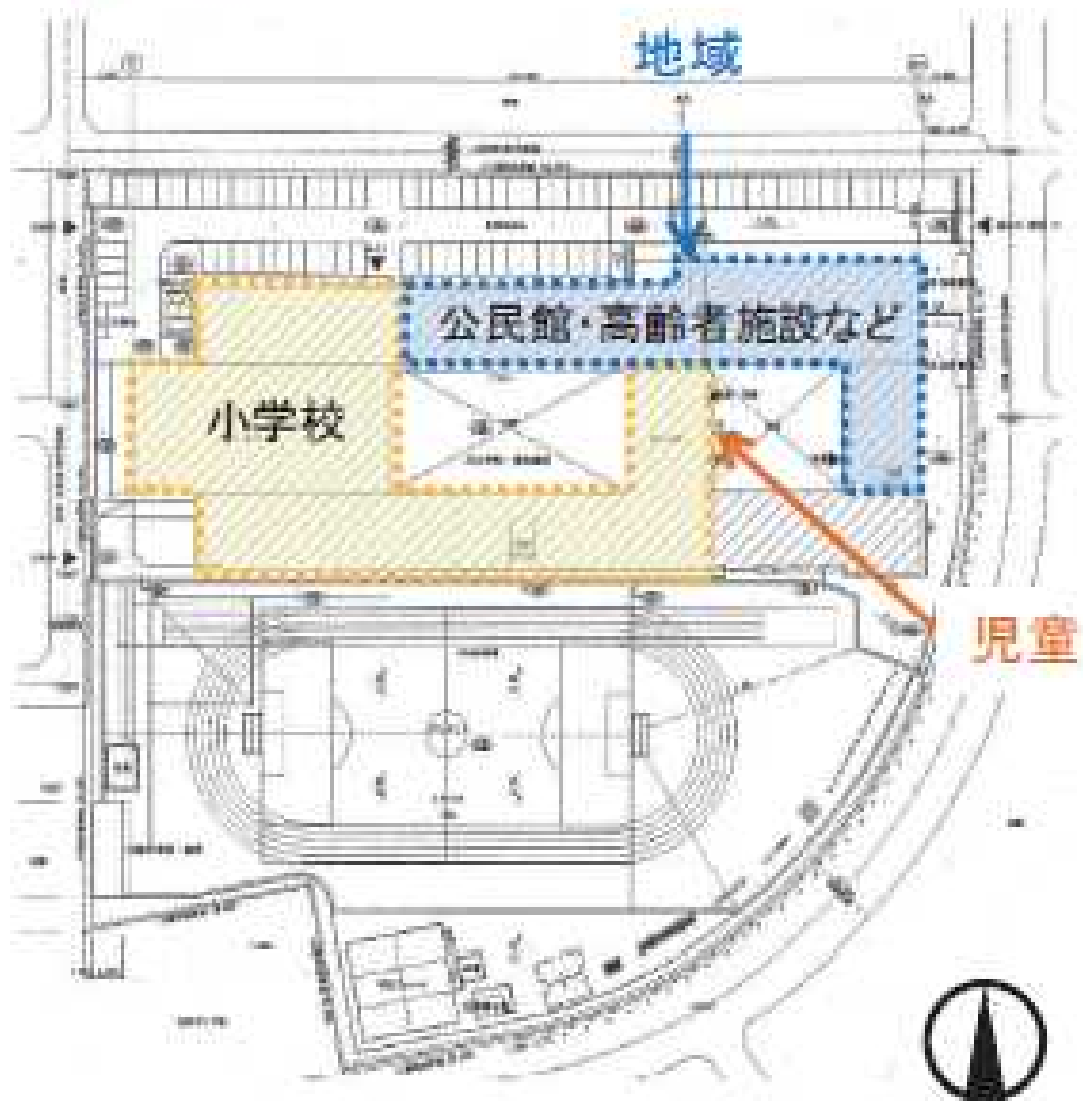
<利用可能日時等一覧>

運営	施設名	利用可能日	利用可能時間	利用登録	施設予約	利用対象
市直営	特別教室	月～金 土・日・休日	18：00～21：00	必要		団体
	美南地区公民館	月～日・休日	9：00～21：00			
社協	高齢者ふれあい広場※1	月～金	9：00～17：00			個人
NPO	子育て支援センター	月～金・ 土（不定期）	10：00～15：00	不要		
市直営	学童保育室※2	月～金 土	15：00～18：30 8：00～18：30	必要		

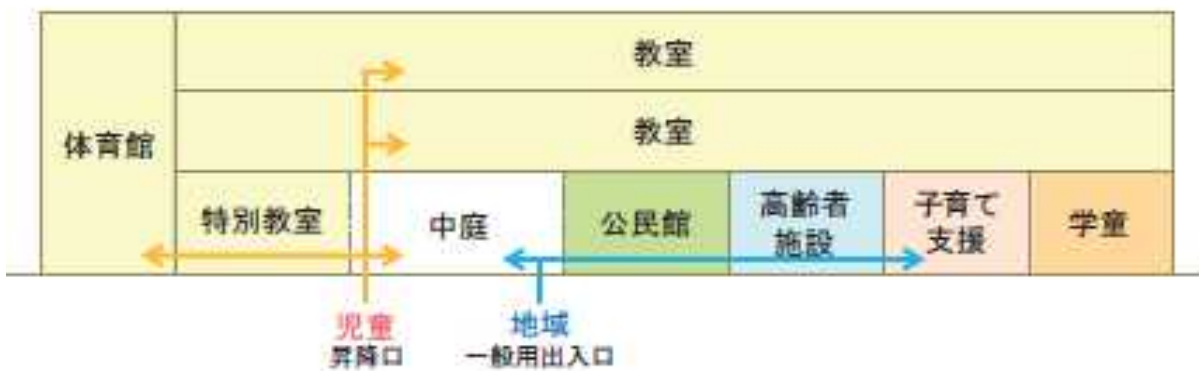
※1 デイサービスは毎週水曜日に実施。

※2 学校休業日は、月～金 7：30～18：30、土 8：00～18：30
長期休業日（夏・冬・春休み）は、月～土 7：30～18：30
延長保育は、月～土 18：30～19：00

<配置図>



<立面図>



〈1階平面図〉



階段

4箇所の階段で、3階まで行くことできる。学校運営時間以外は、階段の防火扉を閉めて外部から侵入できないようにしている。

洋会議室



事務室



高齢者ふれあい広場



地域開放している特別教室

<施設写真>

施設外観



中庭



II 既存施設活用の事例

◎ 八景コミュニティハウス（横浜市金沢区泥亀1-21-2 横浜市立八景小学校内）

1 設置目的

地域住民の生涯学習活動や地域活動等を支援し、地域コミュニティの形成・促進を目的として、横浜市立八景小学校の空き教室に併設された施設。

2 事業内容

以下の施設について、地域住民向けに貸出やサービス等を実施。

運営主体	施設名		施設概要
NPO法人金沢区民共同支援協会 (運営委託)	コミュニティハウス	市民図書コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の閲覧のほか、貸出しも可能。 ・ 設置図書については、市立図書館等との連携は無く、受託管理者が独自に調達している。
		ミーティングサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せや歓談等のスペース。 ・ 個人・団体問わず、誰でも使用可能。
		研修室（中・小）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋としては1部屋だが、間仕切りにより部屋の三分の一程度を区切ること、中研修室と小研修室の2部屋として使用可能。 ・ 利用実態としては、会議や講座のほか、ダンスや体操、楽器演奏等の練習場として使用されることが多い。
		和室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶道、華道等のほか、会議や会合で利用
【鍵の管理のみ上記法人】 市直営（教育委員会）	学校施設	音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽器や合唱等の練習で利用。 ・ コミュニティハウス側から校舎内に入れる。
		体育会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンスや体操等で利用。
		校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ サッカーや野球等の練習で利用。

【委託内容】

①管理運営事業

施設の予約受付・管理運営、学校施設の鍵管理。

②地域交流事業

文化祭を企画することにより、利用団体の活動成果を紹介し、利用者と地域住民の交流を図るとともに、コミュニティハウスの目的や役割を地域に認知してもらう場を設けている。

③自主事業

マジック教室や筆ペン教室等、様々な世代を対象とした講座や教室を企画し、地域住民の交流を深める場を提供している。

3 施設利用料

全ての施設において無料。

4 利用登録

施設の利用には、利用団体登録が必要。平成 30 年度は、88 団体の利用登録あり。

5 施設予約

利用者の代表を集め、毎月開催する利用調整会議にて月の使用予定を決定し、その後も空きがある場合は先着順により受付。

6 セキュリティ等

- ・学校とコミュニティハウスは建物内でシャッターにより分断されており、管理責任についても、学校側とNPO法人側で明確に分けている。
- ・学校の校舎内の施設（音楽室、体育館）利用時（平日の 17:00～21:00、土・日・休日）には、コミュニティハウスで鍵を貸出し、シャッターを開けて、出入りを可能としている。
- ・20 年以上も前から同様の施設を市内で運営しているためか、学校関係者やPTAからセキュリティの問題を指摘するような意見は出ていない。

<利用可能日時等一覧>

施設名		利用可能日	利用可能時間	利用登録	施設予約 ^{※1}	利用対象
コミュニティハウス	市民図書コーナー	月・水・木・土・日	9:30～16:30	不要 ^{※2}	不要	個人
	ミーティングサロン					個人・団体
	研修室（中・小）		9:00～21:00	必要	必要	団体
	和室					
学校施設開放	音楽室	月・水・木	17:00～21:00	必要	必要	団体
	体育館	土・日・休日	9:00～21:00			
	校庭	土・日・休日	9:00～17:00			

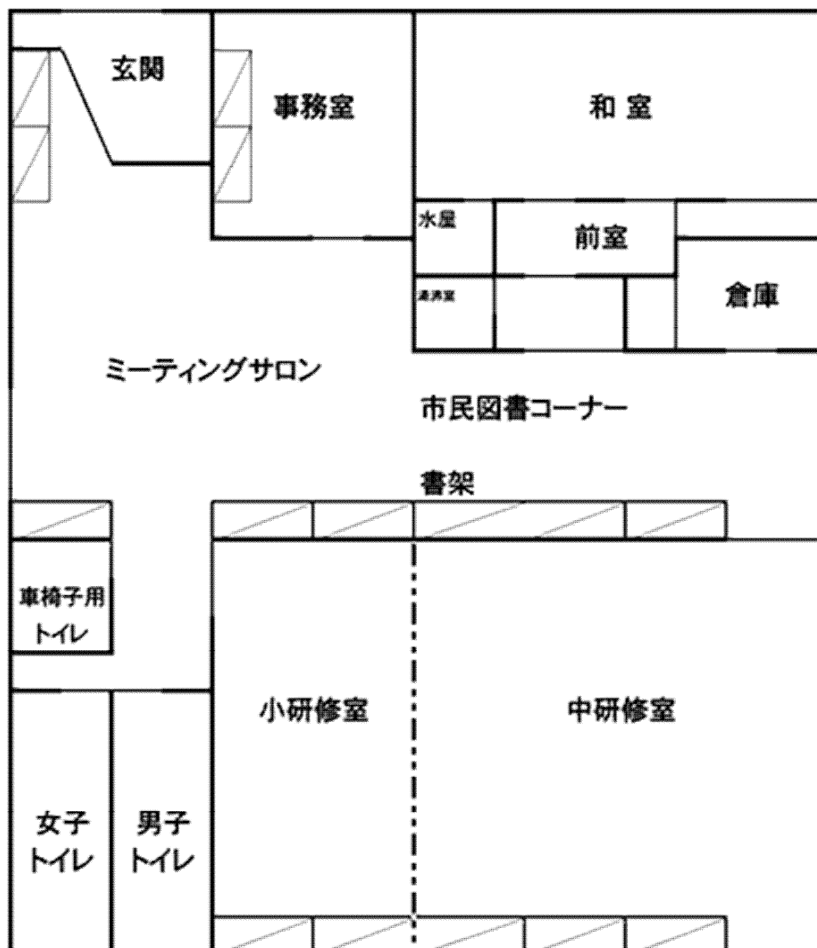
※1 予約は午前 9:00～13:00、午後 13:00～15:00、夜間 17:00～21:00 の三区分別。

※2 図書貸出の際は、住所・氏名を提示の上、貸出カードの交付を受ける必要あり。

<案内図>



<フロアマップ>



<施設写真>

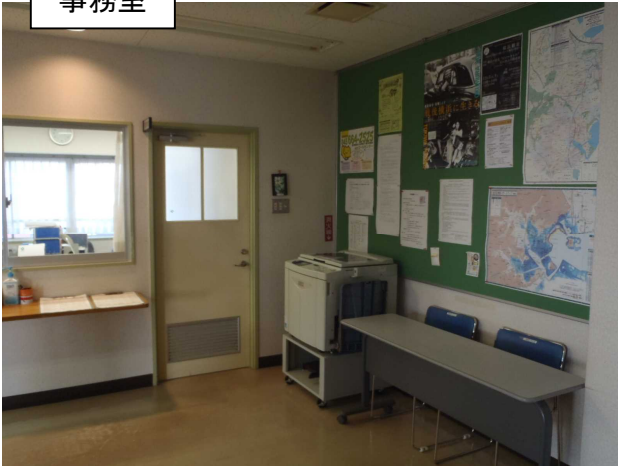
施設外観



施設入口



事務室



ミーティングサロン



市民図書館コーナー

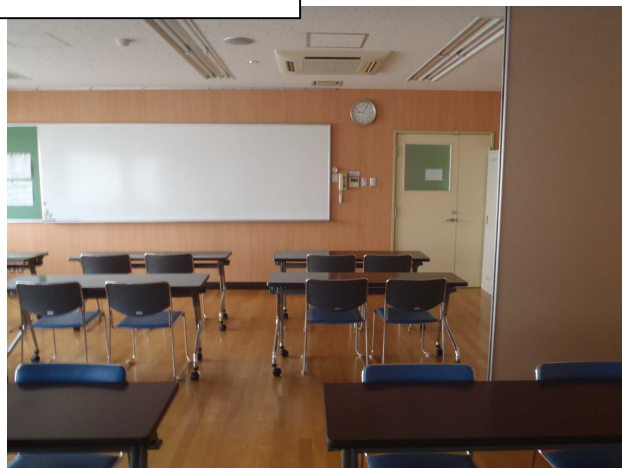


和室

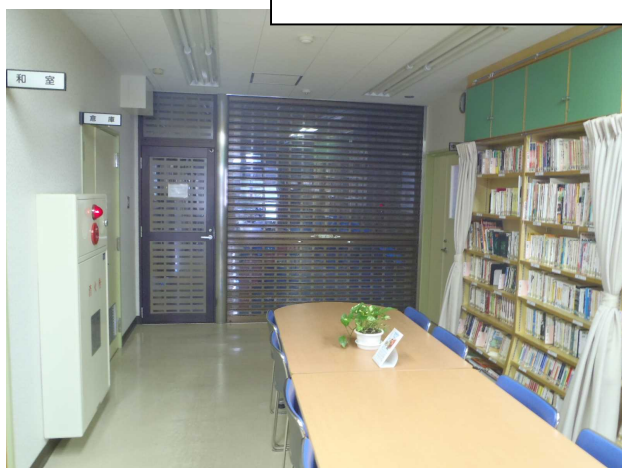


研修室(中・小)

研修室に間仕切りがあり、二部屋として使用可。



- ・建物内のシャッターで学校とコミュニティハウスを分断。
- ・学校開放日には、学校側の音楽室の利用も可能。



- ・入り口は通用門とは別。



横浜市におけるコミュニティハウスの取組みについて

1 設置の経緯

・昭和 63 年

「横浜市生涯学習基本構想」において、「日常生活圏にくまなく配置されている基幹的な施設である小・中学校を市民の学習・文化・スポーツなどの身近な場」として整備する旨を位置付け、学校開放を発展させ、コミュニティスクール整備を進めることとなった。

・平成元年

試行的に整備後、平成 2 年に 7 か所で整備し、本格的に運営を開始。

・平成 5 年

横浜市総合計画「ゆめはま 2010 プラン」策定にあたり、市民局で、より身近な地域にきめ細かい市民利用施設としてコミュニティハウス構想を打ち出す。

・平成 6 年

上記構想が事業化され、コミュニティスクール整備はこれに統合。

2 設置状況

	全設置数	うち学校施設設置型	(参考) 学校数	
			小	中
全 市	117 箇所	83 箇所	338 校	145 校
鶴見区	7 箇所	4 箇所	22 校	10 校
神奈川区	4 箇所	3 箇所	19 校	7 校
西区	6 箇所	4 箇所	8 校	4 校
中区	6 箇所	5 箇所	9 校	5 校
南区	7 箇所	2 箇所	17 校	8 校
港南区	7 箇所	4 箇所	21 校	11 校
保土ヶ谷区	6 箇所	3 箇所	20 校	8 校
旭区	7 箇所	5 箇所	24 校	12 校
磯子区	7 箇所	6 箇所	16 校	7 校
金沢区	9 箇所	7 箇所	21 校	9 校
港北区	6 箇所	3 箇所	25 校	9 校
緑区	6 箇所	5 箇所	15 校	5 校
青葉区	7 箇所	6 箇所	31 校	13 校
都筑区	7 箇所	7 箇所	22 校	8 校
戸塚区	8 箇所	7 箇所	27 校	11 校
栄区	4 箇所	2 箇所	14 校	6 校
泉区	8 箇所	6 箇所	16 校	7 校
瀬谷区	4 箇所	4 箇所	11 校	5 校

3 設置形態

(1) 設置手法

学校の新設時、増改築時、余裕教室の改修等により、以下の施設を設置。

(2) 設置施設

- ・研修室（多目的室）
- ・和室
- ・ミーティングサロン
- ・市民図書室（図書コーナー）
- ・事務室
- ・湯沸室 等

4 管理運営方法

以下の団体に対する運営委託

- ・区民利用施設協会（NPO 法人）
- ・住民で構成される団体 等

5 セキュリティ等の対応

(1) 施設面

改修内容等は施設により異なるが、学校施設へ設置している場合は、校舎内の廊下へシャッターを設置し、学校部分と完全に区分している。

(2) 人員面

受託団体により施設管理者を配置しており、学校職員は施設管理を行わない。

6 予算

- ・光熱水費：教育委員会予算より支出
- ・委託料：個性ある区づくり推進費（区の予算）より支出

金沢区の例	5,432 万円/7 施設一括
	776 万円/1 施設平均
- ・修繕費：原状復旧するための修繕は委託料のうちから支出
（窓ガラスの破損修理、ドア錠前修理 等）
現況に変更をきたす修繕は教育委員会より支出
（空調設備の改修、パイプシャッターの設置 等）

7 利用者数

- ・15,667 人／年（28 年度実績・83 館平均）
うち、市内利用者 15,353 人／年
市外利用者 314 人／年